

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 23 年 3 月 10 日・東京都規則第 10 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 5 条の 19 から第 5 条の 23 までに規定する排出量取引を行うため、削減量口座簿の管理に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 環境価値換算量等の換算について

- (ア) 環境価値換算量及びその他削減量のうち知事が別に定めるものの換算の時期を改める（第 4 条の 10）。
- (イ) 超過削減量の算定の方法について規定の整備（第 4 条の 11）。
- (ウ) 再生可能エネルギーによる電気又は熱を自家消費した量を特定温室効果ガス排出量から控除した場合は、環境価値換算量及びその他削減量から当該控除量を除く旨を定める（第 4 条の 12）。
- (エ) その他削減量として定めるものについて、規定を整備する（第 4 条の 13）。

#### イ 排出量取引について

- (ア) 削減量口座簿の作成について、一般管理口座の開設単位等を規定（第 4 条の 21 の 2）
- (イ) 管理口座の記録事項、管理口座の開設・変更に係る手続等について規定（第 4 条の 21 の 3、第 4 条の 21 の 4、第 1 号様式の 18 の 2 の甲から第 1 号様式の 18 の 4 まで）
- (ウ) 指定管理口座における口座管理者の登録等について規定（第 4 条の 21 の 5、第 1 号様式の 18 の 5、第 1 号様式の 18 の 6）
- (エ) 管理口座の廃止に係る要件、手続等について規定（第 4 条の 21 の 6、第 1 号様式

の 18 の 7、第 1 号様式の 18 の 8 )

- (カ) 振替可能削減量等の振替等の記録方法、振替等の手続、判決等による例外的な振替等の手続等について規定 ( 第 4 条の 21 の 7 から第 4 条の 21 の 10 まで、第 1 号様式の 18 の 9 から第 1 号様式の 12 まで )
  - (キ) 知事が職権で行う超過削減量の発行について規定 ( 第 4 条の 21 の 11、第 1 号様式の 18 の 13 )
  - (ク) 振替可能削減量等の抹消及び更正について規定 ( 第 4 条の 21 の 12 及び第 4 条の 21 の 13、第 1 号様式の 18 の 14、第 1 号様式の 18 の 15 )
  - (ケ) 義務充当に利用不可能な振替可能削減量等の移転について規定 ( 第 4 条の 21 の 14 )
  - (コ) 振替可能削減量等の増加又は減少の記録について規定 ( 第 4 条の 21 の 15 )
  - (ク) 指定管理口座及び一般管理口座に記録された情報の開示について規定 ( 第 4 条の 21 の 16 )
  - (カ) 排出量取引に係る申請等の際に申請書等に添付する書類について規定 ( 第 4 条の 21 の 17 )
  - (シ) 削減量口座簿の記録の保存期限について規定 ( 第 4 条の 21 の 18 )
  - (ス) 管理口座の利用に係る口座簿利用者番号等の通知について規定 ( 第 4 条の 21 の 19、第 1 号様式の 18 の 16、第 1 号様式の 18 の 17 )
  - (セ) 充当記録及び当該充当記録のための義務充当の手続について規定 ( 第 5 条の 4 の 2、第 1 号様式の 21 )
- ウ 登録検証機関登録事項変更届に添付する書面について ( 第 5 条の 9 )  
当該書面がいずれの者に係る書面であるかを明確にする。
- エ 地球温暖化対策報告書の提出期限について ( 第 5 条の 19 )  
条例第 8 条の 23 第 2 項の規定による地球温暖化対策報告書の提出期限について「毎年 8 月末日まで」を「毎年 12 月 15 日まで」に改める。

## 2 施行日

- (1) 1(2)イについて

平成 23 年 4 月 1 日

- (2) 1(2)ア、ウ及びエについて

公布の日

### 3 問合せ先

(1) 1(2)ア及びイについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03 - 5388 - 3465

内線 42 - 171

(2) 1(2)ウについて

環境局都市地球環境部総量削減課検証担当

直通 03 - 5388 - 3480

内線 42 - 742

(3) 1(2)エについて

環境局都市地球環境部計画調整課中小規模事業所対策支援係

直通 03 - 5388 - 3443

内線 42 - 731